

資料-59 災害時における相互協力に関する協定書

災害時における相互協力に関する協定

兵庫県たつの市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力を努めるものとする。

- （1）情報等の相互提供
- （2）応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材の提供
- （3）高速道路通行止め区間を活用した緊急車両の通行等
- （4）その他措置の実施に必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。